

霧島市子ども・子育て会議の役割(所掌事務)について

○霧島市子ども・子育て会議条例

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、**法第77条第1項各号に掲げる事務**その他市長が必要と認める事項について所掌する。

○子ども・子育て支援法

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。

★ 特定教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）の新設に当たり、利用定員を定めよう（設定しよう）とするとき、あらかじめ意見をいただくこと。

(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。

★ 小規模保育事業の新設に当たり、利用定員を定めよう（設定しよう）とするとき、あらかじめ意見をいただくこと。

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。

★ 霧島市子ども・子育て支援事業計画を定めようとするとき、又は変更しようとするとき、意見をいただくこと。

(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

★ 霧島市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議していただくこと。

参考

特定教育・保育施設（保育所、認定こども園、幼稚園）及び特定地域型保育事業（小規模保育事業）の設定した定員の増加及び減少する際に、本件を報告事項としていることについて

- 特定教育・保育施設の定員の増減については、鹿児島県への届出で足ること。（変更する2週間前までに鹿児島県へ届出をする。）
- 利用定員を変更する場合、子ども・子育て会議の意見を聴くことが義務付けられていないこと。

平成 27 年度教育・保育施設等の利用定員について

1 子ども・子育て支援新制度における認可定員と利用定員について

【認可定員】

教育・保育施設の設置にあたり認可（認定）された定員

【利用定員】

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 27 条第 1 項（教育・保育施設【新規認可（認定）】）、法第 29 条第 1 項（地域型保育事業）及び法附則第 7 条（既存教育・保育施設）の確認において、教育・保育施設等の設置者、事業者からの申請により定め、給付費（委託費）の単価水準となる定員

2 利用定員の設定における考え方（国が示したもの）

- (1) 認可定員の範囲内で、教育・保育施設等の設置者、事業者からの申請に基づき、市町村が設定する。
- (2) 具体的な人数設定に関する全国一律の基準は特に設けない。
- (3) 利用定員は認可定員に一致させることを基本とする。
- (4) 恒常的に利用者数が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定する。
- (5) 最近における実利用者数の実績や今後の見込みなどを踏まえて適正に設定する。
- (6) 1号・2号・3号（1・2歳児）・3号（0歳児）の認定区分ごとに設定する。

3 利用定員を設定するための必要な手続き

- (1) 子ども・子育て会議の意見聴取（法第 31 条第 2 項、第 43 条第 3 項）
⇒平成 27 年 3 月 14 日開催の子ども・子育て会議において意見聴取を行う。
- (2) 都道府県知事への協議（法第 31 条第 3 項）
⇒設置者からの確認申請に係る書類提出が完了次第、協議を行う。

4 霧島市における平成 27 年度の利用定員設定方法

- (1) みなし認定こども園等【保育所・公立幼稚園・現行の幼保連携型認定こども園】
認可定員＝利用定員を基本とする。
- (2) 新規認可（認定）施設【認定こども園へ移行する保育所及び幼稚園、小規模保育事業】
認可（認定）申請どおりの定員＝利用定員とする。
- (3) 恒常的に実利用者数が少ないという理由で、利用定員の変更を希望する施設については、過去 3 年間の 2 月 1 日現在の実利用者数の平均を算出し、その平均利用者数が、現在の給付費（委託費）に係る定員区分の範囲を下回った場合に、平均利用者数が該当する定員区分の上限の人数を利用定員として設定する。

【例】平成 26 年度認可定員：100 人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平均
利用人員 (2月1日)	85 人	83 人	81 人	83 人

○給付費（委託費）に係る定員区分

（変更前）91 人から 100 人まで ⇒（変更後）81 人から 90 人まで

◎平成 27 年度利用定員：90 人

(4) 定員の弾力化により、施設の最低基準を満たしたうえで、平成 27 年度当初から利用定員を超えて受入れがある施設において、今後も恒常的に利用定員を超えて受入れを行う場合（連続する過去 2 年度間[※]常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が 120% 以上の場合）には、利用定員の見直しを行う。見直しが行われない場合は、給付費（委託費）の減額調整を行う。

※起算点：平成 27 年 4 月 1 日

5 公立保育所の利用定員について

公立保育所については、国分・隼人地区の一部の施設を除いて、利用者数が認可定員を大きく下回っている現状となっているが、「霧島市子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育提供体制を確保する観点から、認可定員＝利用定員とする。

ただし、民営化に伴い、施設を社会福祉法人に移管する場合の利用定員は、給付費（委託費）の単価水準となる定員となり、施設の運営に影響があることから、過去の実利用者数の実績や今後の見込みなどを踏まえ、移管先の法人と調整したうえで、適正に設定する。

(参考) 公立保育所の利用状況

施設名	認可定員	平成 27 年度 利用定員合計	利用者数（各年度 2 月 1 日現在）			
			H26	H25	H24	平均
重久保育園	60	60	51	53	52	52
清水保育園	90	90	87	88	85	86
東国分保育園	110	110	92	105	121	106
下井保育園	60	60	66	71	69	68
敷根保育園	60	60	58	67	68	64
横川保育園	90	90	53	56	63	57
佐々木保育園	20	20	9	9	10	9
牧園保育園	40	40	14	13	14	13
中津川保育園	45	45	21	17	16	18
高千穂保育園	90	90	47	47	50	48

※ 民営化が予定されている施設において、4（3）を適用した場合、横川保育園、高千穂保育園については、利用定員の見直しが必要となる。

(別紙)

「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年9月10日付け府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号内閣府政策統括官(共生社会政策担当)、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>府政共生第859号 26文科初第651号 雇児発0910第2号 平成26年9月10日</p> <p>[最終改正] 府子本第362号 <u>3文科初第2537号</u> <u>子発0323第7号</u> 令和4年3月23日</p> <p>各都道府県知事 各都道府県教育委員会 各指定都市・中核市市長 各指定都市・中核市教育委員会</p>	<p>府政共生第859号 26文科初第651号 雇児発0910第2号 平成26年9月10日</p> <p>[最終改正] 府子本第904号 <u>2文科初第837号</u> <u>子発0910第4号</u> 令和2年9月10日</p> <p>各都道府県知事 各都道府県教育委員会 各指定都市・中核市市長 各指定都市・中核市教育委員会</p>

<p>内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 武川 光夫</p> <p>(印影印刷)</p> <p>文部科学省初等中等教育局長 小松 親次郎</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 安藤 よし子</p> <p>(印影印刷)</p> <p>子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について</p>	<p>内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 武川 光夫</p> <p>(印影印刷)</p> <p>文部科学省初等中等教育局長 小松 親次郎</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 安藤 よし子</p> <p>(印影印刷)</p> <p>子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について</p>
---	---

<p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育給付の支給に係る認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確保については、同法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に定めるもののほか、下記のとおり取り扱うこととします。各都道府県知事及び各指定都市・中核市長におかれは、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、教育委員会等の関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配慮願います。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。</p>	<p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育給付の支給に係る認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確保については、同法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に定めるもののほか、下記のとおり取り扱うこととします。各都道府県知事及び各指定都市・中核市長におかれは、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、教育委員会等の関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配慮願います。</p> <p>なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。</p>
<p>第1 [略]</p> <p>第2 [略]</p> <p>第3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確保等に係</p>	<p>第1 [同左]</p> <p>第2 [同左]</p> <p>第3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確保等に係</p>
<p>記</p>	<p>記</p>

<p>る事務</p> <p>1 特定教育・保育施設の確認 (1) 利用定員（法第31条第1項、運営基準第4条） [ア～オ 略]</p> <p>カ 利用定員を下回る場合の定員変更</p> <p>上記エ（ア）のとおり、<u>実際の利用者が恒常的に認可定員を下回る状況にある施設については、実際の利用者数及び今後の見込み等を勘案して、当該施設の利用定員を定めること。</u><u>その際、利用定員の減少は、法第35条第2項又は第47条第2項の規定により届出で足りるものであるため、市町村は、必要な事項を盛り込んだ届出を受理せず利用定員の減少を認めないといった対応を取ることとはできないことに留意すること。</u></p> <p>一方で、市町村は、<u>市町村子ども・子育て支援事業計画に</u>基づき教育・保育の提供体制の確保を行うこととされていても、事前から、施設・事業者は、<u>利用定員の減少の届出に際しても、事前に市町村と相談することが適当であり、市町村は、日頃から利用定員の設定に関し施設・事業者との意思疎通を図る必要がある。</u></p> <p>また、<u>利用定員の減少により、地域の教育・保育の利用定員と市町村子ども・子育て支援事業計画に定める教育・保育の確保方針に差が生じる場合には、その要因等を把握した上で、必要に応じて、計画期間の中間年を目安として行</u></p>	<p>る事務</p> <p>1 特定教育・保育施設の確認 (1) 利用定員（法第31条第1項、運営基準第4条） [ア～オ 同左] [加える。]</p>
--	--

<p>う見直し等により市町村子ども・子育て支援事業計画に定める量の見込み及び確保方策の見直しを行うことが考えられること。</p> <p>なお、当該利用定員の減少が保育士・幼稚園教諭等の確保が困難である等の理由によるものであれば、都道府県・市町村は、施設・事業者に対して保育士・幼稚園教諭等の確保を支援することが適当である。</p> <p><u>主</u> 利用定員に係る情報提供 特定教育・保育施設は、年齢別の利用定員について、その利用者に対し情報提供するよう努めること。</p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第4 [略]</p> <p>(別添)</p> <p>[略]</p>	<p><u>カ</u> 利用定員に係る情報提供 特定教育・保育施設は、年齢別の利用定員について、その利用者に対し情報提供するよう努めること。</p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>第4 [同左]</p> <p>(別添)</p> <p>[同左]</p>
---	---

以上	以上
備考 表中の [] の記載は注記である。	

府政共生第859号
26文科初第651号
雇児発0910第2号
平成26年9月10日

[最終改正] 府子本第362号
3文科初第2537号
子発0323第7号
令和4年3月23日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会
各指定都市・中核市市長
各指定都市・中核市教育委員会

殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

武川光夫

（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局長

小松親次郎

（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

安藤よし子

（印影印刷）

子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・
保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育

給付の支給に係る認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認については、同法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に定めるもののほか、下記のとおり取り扱うこととしますので、各都道府県知事及び各指定都市・中核市市長におかれては、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、教育委員会等の関係部局と連携の上、その運用に遺漏のないよう配意願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 用語の意義

この通知において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。

- 1 法 子ども・子育て支援法
- 2 令 子ども・子育て支援法施行令
- 3 規則 子ども・子育て支援法施行規則
- 4 運営基準 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準
- 5 保育の必要性 小学校就学前子どもについて、保護者の労働又は疾病その他の規則第1条の5各号に定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であること
- 6 教育標準時間認定 法第20条第1項の規定による認定であって法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るもの
- 7 1号認定子ども 教育標準時間認定を受けた小学校就学前子ども
- 8 2号認定 法第20条第1項の規定による認定であって法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るもの
- 9 2号認定子ども 2号認定を受けた小学校就学前子ども
- 10 3号認定 法第20条第1項の規定による認定であって法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るもの
- 11 3号認定子ども 3号認定を受けた小学校就学前子ども
- 12 保育標準時間認定 法第20条第3項の規定による保育必要量の認定のうち、規則第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分により行われるもの
- 13 保育短時間認定 法第20条第3項の規定による保育必要量の認定のうち、規則第4条第1項の規定により、保育の利用について1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分により行われるもの
- 14 保育所等 2号認定子ども又は3号認定子どもが利用する保育所、認定こども園

又は地域型保育事業

第2 子どものための教育・保育給付の支給に係る認定等に係る事務

1 保育の必要性に係る事由（法第19条第1項第2号及び第3号、規則第1条の5）

（1）趣旨

ア 保育の必要性に係る事由として、従前の「保育に欠ける事由」（児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第300号）による改正前の児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第27条）に加え、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）における取扱いの平準化や広域利用時の対応を考慮して、昼間以外の就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居の親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学・職業訓練及び育児休業取得時の継続利用を明記したこと。

イ また、近年の児童を取り巻く環境等に着目し、児童虐待のおそれがあると認められること及び配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められること（以下「虐待又はDVのおそれがあること」という。）についても、保育の必要性に係る事由として追加したこと。

ウ 従前の「保育に欠ける事由」として規定していた「同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合」については、保育の必要性に係る事由としては規定せず、市町村が保育所等に係る優先的な利用を判断する際の考慮要素としたこと。具体的には、いわゆる「調整指数」（市町村が保育所等の利用について調整を行うため、保育所等の利用の優先度等に応じて定める指数をいう。以下同じ。）を減点するなどの方法が考えられる。また、その際、高齢や要介護など、当該同居の親族その他の者の心身の状況を併せて考慮することもできること。

（2）留意事項

ア 規則第1条の5第1号（就労）

（ア）いわゆるフルタイム就労のほか、パートタイム就労、夜間の就労など、基本的にすべての就労を対象とするものであること。

（イ）就労の形態については、居宅外での労働のほか、居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること（自営業、在宅勤務等）も対象とするものであること。

（ウ）就労時間については、1か月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすることを要件としている。

これは、保育必要量の認定（以下の3参照）が、保育標準時間認定と保育短時間認定の2区分に分けて行うこととされたことに伴い、保育短時間認定における就労時間の範囲の設定に関する次の考え方を踏まえたものであること。

- ・ 保育短時間認定に係る範囲については、保護者の就労実態等を踏まえ、適切な保育の利用を通じて、子どもの健やかな成長を保障し、ひいては子ども

(ウ) 連続する過去一定年度間（幼稚園及び認定こども園（1号認定）にあつては2年間、保育所及び認定こども園（2・3号認定）にあつては5年間）常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均の利用率が120%以上の場合であつて、（イ）の見直しが行われなるときは、法に基づく給付費を減算する等の措置を講ずること。

(エ) 実際の利用者数が利用定員又は認可定員を超えることとなる場合の法に基づく給付費の減算の取扱い等については、別途通知すること。

カ 利用定員を下回る場合の定員変更

上記エ（ア）のとおり、実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る状況にある施設については、実際の利用者数及び今後の見込み等を勘案して、当該施設の利用定員を定めること。その際、利用定員の減少は、法第35条第2項又は第47条第2項の規定により届出で足りるものであるため、市町村は、必要な事項を盛り込んだ届出を受理せず利用定員の減少を認めないといった対応を取ることにはできないことに留意すること。

一方で、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき教育・保育の提供体制の確保を行うこととされていることから、施設・事業者は、利用定員の減少の届出に際しても、事前に市町村と相談することが適当であり、市町村は、日頃から利用定員の設定に関し施設・事業者との意思疎通を図る必要がある。

また、利用定員の減少により、地域の教育・保育の利用定員と市町村子ども・子育て支援事業計画に定める教育・保育の確保方策に差が生じる場合には、その要因等を把握した上で、必要に応じて、計画期間の中間年を目安として行う見直し等により市町村子ども・子育て支援事業計画に定める量の見込み及び確保方策の見直しを行うことが考えられること。

なお、当該利用定員の減少が保育士・幼稚園教諭等の確保が困難である等の理由によるものであれば、都道府県・市町村は、施設・事業者に対して保育士・幼稚園教諭等の確保を支援することが適当である。

キ 利用定員に係る情報提供

特定教育・保育施設は、年齢別の利用定員について、その利用者に対し情報提供するよう努めること。

(2) 合議制の機関等からの意見聴取（法第31条第2項）

法第31条第2項の規定による合議制の機関等からの意見聴取は、個々の施設の利用定員について行う必要があるが、その際、当該施設ごとに個別に付議するのではなく、複数の施設をまとめて付議するなど、各自治体の判断等により、適宜簡素化することも差し支えないこと。

(3) 確認の効力の及ぶ範囲

特定教育・保育施設の確認については、市町村長による確認の効力が全国に及ぶものであり、当該市町村長がその長である市町村以外の市町村（（3）において「他の市町村」という。）の区域に居住地を有する者が当該施設を利用しようとする